構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都市

2 構造改革特別区域の名称

おこしやす「「京」のどぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

京都市左京区の区域の一部(久多地区、広河原地区、花脊地区、別所地区及び大原百井地区)

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

本市は,京都府南部の京都盆地に位置しており,東西方向は約29km,南北方向は約49km,総面積は約828km²で,京都府面積約4,612km²の約18%を占めている。

京都盆地は東、西、北の三方を山に囲まれ、比叡山、桟敷ヶ岳、愛宕山を高峰として南に開いて おり、京都盆地の東側には山科盆地がある。主要河川は桂川、宇治川の二大河川と市域の中央部を 貫流して桂川に合流する鴨川、山科地域を流れて宇治川に合流する山科川等がある。

三方を山に囲まれた地理的特徴から、寒暖の差が大きい内陸性盆地の気候を有しており、市内の平均気温は16.6 $^{\circ}$ C (最高39.1 $^{\circ}$ C)、最低 $^{-1}$ C, 最低 $^{-1}$ C)、1mm以上の年間降水日数123日、降水量は2042.5 mmである。

本計画の区域である左京区久多地区、広河原地区、花脊地区、別所地区及び大原百井地区の5集落(以下「左京区北部山間地域」という。)は、本市の北東部に位置し総面積は約122km²で、左京区総面積約247km²の約49%を占め、緑豊かな自然が広がり、伝統文化が数多く受け継がれている地域である。市街地中心部と比べ、平均気温が2~3℃低く、冬季は1 m以上の積雪に見舞われることもある。

(2) 人口

本市の人口は,平成27年の国勢調査で1,475,183人,平成22年の国勢調査で1,474,015人と増加傾向にある。

左京区北部山間地域の人口は、平成27年の国勢調査で201世帯448人、平成22年の国勢調査で237世帯514人であり、本市の人口推移と異なり減少している。また、平成28年10月1日現在、当該地域の高齢化率は49%(京都市全域での高齢化率27%)(京都市統計情報)となっており、高齢化が進んでいる。

(3) 産業

平成26年における本市の従業者数は、746,742人で、産業別従業者数の割合を見ると、第1次産業は0.1%、第2次産業は16.7%、第3次産業は83.2%(平成26年経済センサス基礎調査)であり、第3次産業の割合が飛び抜けて高い。

しかし、本市では市街化地域から北部山間地域まで各地域の特色を生かし、賀茂なすや九条ねぎ

等京野菜を中心としたブランド力を活かした土地集約型の農業が盛んで、多種多様な農産物により 伝統的な食文化が育まれてきた。

左京区北部山間地域では第1次産業が中心で、豊富な清流で作られた米を生産するとともに、と ちの実等を活用した特産加工品の育成を行っている。

(4) 左京区北部山間地域の特性

本地域では、平成元年度に本地域の活性化の指針として策定された「ふるさと森(しん)都市構想」を基に、翌年度には、左京区北部山間地域の自治会やJA、森林組合等で構成される「北部農林業地域振興協議会」が設立された。

当協議会では、緑豊かな自然や伝統行事、伝統文化といった地域資源を活用して、都市住民との 交流イベント「ふるさと森都市フェスティバル」の開催をはじめ、近年は農家民宿や市民農園の整 備による滞在型グリーンツーリズムの推進、農産物加工施設を核とした新商品の開発や販路の拡大 を目指す6次産業化の取組が行われている。

(5) 左京区北部山間地域の課題

本地域は、市内でも特に過疎化や少子高齢化が進行しており、地域としての活力が低下している。 生産年齢人口の都市部への人口流出が著しいことから、担い手不足によって遊休農地が増加しており、農林業の衰退が懸念されている。子育て世代の定住人口の増加を図るためにも、農林業以外の収入確保により総合所得を向上させ、安定した生活を営むことのできる地域づくりが課題である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、グリーンツーリズムの推進、副収入の確保、定住促進等により地域の活性化を図るため、平成27年3月から農家民宿の開業に係る規制緩和等の運用を開始している。

今回,多様で魅力ある宿泊施設を拡充するための取組の一つとして,開設を推進している農家民宿の新たな魅力創出による収入の確保のため,構造改革特区制度を活用し,濁酒の製造・提供に取り組むことで,地域の新たな特産物を生み出し,所得の向上,交流・定住人口の増加につなげるとともに,個々の農家民宿が区域ぐるみで都市住民を受け入れ,独自の特色を活かした農林漁業体験を通じた交流により,地域の活性化を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特区制度を活用し、地域の特産物として濁酒の製造・提供に取り組むことで、地域の魅力を創出し、地域のファンづくりやブランド力を高め、地域内の所得の増大や交流・定住人口の増加につなげる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画に基づき、平成29年度に濁酒の製造が1軒開始される見込みである。今後、当区域で開業する農家民宿が個々の特色を活かした経営を行うとともに、さらに濁酒を提供することで、特区地域独自の魅力を感じてもらい、農家の所得向上や交流人口及び定住人口の増加など、地域活性化につながることが期待される。

	現状(平成28年12月)	平成32年度
農家民宿の開設軒数	1 軒	7 軒
うち濁酒の製造軒数	_	1 軒

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家民宿等)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を 原料としてその他の醸造酒(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒造製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

京都市左京区の区域の一部(久多地区,広河原地区,花脊地区,別所地区及び大原百井地区)

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者が米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、今後、農家民宿や体験農園の整備による滞在型グリーンツーリズムを推進するに当たり、濁酒の製造・提供が農家民宿の魅力を高め、新たな誘客材料となるとともに、農家の収入確保にもつながる。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は,無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに,特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう,指導及び支援を行う。